通常砂防事業のうち、高さがおおむね十メートル以下の堰堤を整備する事業（近年、土砂災害が発生した地区における事業を除く。）
火山噴火警戒避難対策事業
急傾斜地崩壊対策事業のうち、高さがおおむね三十メートル未満の斜面において実施する事業
総合流域防災事業のうち、沖縄県が実施するもの
統合河川環境整備事業のうち、沖縄県が実施するもの
下水道関連特定治水施設整備事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業のうち、右記に該当する事業
高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、防護面積及び防護人口が、おおむね十ヘクタール未満かつおおむね七十五人未満の事業（近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの
海岸耐震対策緊急事業のうち、沖縄県が実施するもの
海岸堤防老朽化対策緊急事業のうち、沖縄県が実施するもの
津波・高潮危機管理対策緊急事業のうち、沖縄県が実施するもの
海岸環境整備事業のうち、沖縄県が実施するもの
海域浄化対策事業のうち、沖縄県が実施するもの
流域下水道事業のうち、管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの
流域下水道事業のうち、終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が三十万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である沖縄県の総人口の一割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの
流域下水道事業のうち、終末処理場の水処理施設及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が三十万人以上又は沖縄県の総人口の一割以上である流域下水道事業に限るものとし、耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの
公共下水道事業のうち、汚水に係る管渠及び終末処理場の水処理施設並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）のうち、市町村が実施するもの
暮らし・にぎわい再生事業のうち、沖縄県が実施するもの
都市防災推進事業のうち、沖縄県が実施するもの
都市公園事業（次に掲げるものを除く。）
一　大規模な公園（都市基幹公園及び大規模公園）の新設又は改築に関する事業
二　国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）の新設又は改築に関する事業
防災緑地緊急整備事業
特定地区公園事業
市民農園整備事業
公園事業特定計画調査
公園施設長寿命化計画策定調査
吸収源対策公園緑地事業
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
中心市街地活性化広場公園整備事業
市民緑地等整備事業
緑化重点地区総合整備事業
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第三項に規定する拠点施設関連基盤施設整備事業及びそれと一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（同法第五条第一項の規定により作成された広域的地域活性化基盤整備計画のうち、複数の都道府県が連携・協力して作成されたものに基づくものを除く。）のうち、この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業及びこれらの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等及び同条第二項に規定する公共公益施設の整備又は管理に関する事業又は事務のうち、次に掲げるもの
一　公営住宅等整備事業（戸数がおおむね二百戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。）
二　公営住宅等ストック総合改善事業のうち、以下のイ又はロのいずれかに該当するもの（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）
イ　戸数がおおむね二百戸未満の公営住宅団地に係る事業
ロ　小規模な改善工事に係る事業
三　住宅市街地基盤整備事業（この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業に限る。）
四　公的賃貸住宅家賃低廉化事業（公営住宅に係る事業に限る。）
五　一から四までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等
住宅市街地基盤整備事業（この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業に限る。）
右の事業等と一体となってその効果を増大させるため実施されるものとして、事業計画の添付資料に記載された次に掲げる事業等（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）及び本告示の施行に伴う変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された右の事業等の関連社会資本整備事業及び効果促進事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業計画の添付資料への記載を要しない。）
一　関連社会資本整備事業
事業計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項各号（第十四号及び当該整備計画に係る事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業